

「資源探査衛星」問題について	○ ルーマニア〔B〕資源探査活動は、実験段階とはいえずに行きわたっており、法原則確立の機が熟していることは議論の余地なし。〕
1. 各国の見解	○ オーストリア〔B〕法原則は当面はガイドライン的性格のものでよい。次会期は本問題により多くの時間を割くべし。〕
(注) (A): 会期冒頭の一般討論で明らかにされたもの (B): 議題5についての一般的意見交換で明らかにされたもの	
(1) 法的拘束力のある文書の作成に積極的姿勢を示した国	(3) 法的拘束力のある文書の作成はもちろん、法原則の作成にも消極的姿勢を示した国
○ ブラジル〔A〕さきの科技術委員「技術面の検討は法律面の検討を行きわたるべし」としたことは喜ばしい。(B) 法的拘束力のある文書をもって法原則を確立すべし。提案国が相互に協議し、それらの提案と統合した法原則案を作成することを期待する。	○ 米國〔B〕宇宙条約は衛星による資源探査活動が現に行きわたっていることを承知の上で作成されたものであり、当然にこれらの活動にも適用されるものである。資源に関する情報も他の情報と同じく自由なべく、これらの情報の取得、解析、配布等を国家主権によって規制することは正当化されない。〕
○ アルゼンチン〔A〕法律面の検討に時間を割くよう希望する。	○ 英國〔A〕法原則の作成は本来不要である。かりにこれを検討するとしても技術上の問題を十分勘案すべし。(B) 宇宙条約第1条の規定する科学的調査の自由は、「宇宙を対象とした調査」の自由に限定されず、広く「宇宙での調査」の自由に及ぶものである。法的拘束力のある文書の作成には反対。〕
○ メキシコ・エジプト〔B〕ブラジル案を支持する。次会期は本問題を優先審議し、条約案の起草に着手すべし。〕	○ スウェーデン〔A〕技術面の検討を重視すべし。(B) 既存の宇宙法が本問題の規律に必ずしも十分でないことは認めるも、その多くは技術面の整備により解決し得るものであり、法原則の作成はその後に考慮すべし。〕
○ インド〔B〕法的拘束力のある原則の確立を賛成。次会期は本問題を優先審議すべし。〕	○ 西独〔A〕硬直した法原則の作成には反対。(B) 法原則を確立すべしとする意見もあるが、先ず多くの基本的問題と解決すべし。衛星による資源探査活動が果たして宇宙条約の適用範囲に属するかどうかについても大いに議論の余地がある。〕
○ ナイジェリア〔A〕DBSと同じ法的拘束力のある文書を作成すべし。〕	
(2) 法的拘束力のある文書の作成には必ずしも積極的ではないが、法原則の作成には積極的姿勢を示した国	
○ フランス・ソ連(共同原則案を提案)〔フランス: (A) 現段階では法原則の宣言以上のものは反対。(B) 法的拘束力のある文書の作成には反対。ソ連: (B) 共同原則案は6か月にわたる両国間の緊密な協議を通じて作成されたものである。〕	
○ 東独・チェコ〔仏ソ共同原則案を支持する。〕	

(4) 上記(1)~(3)のいずれに属するかが必ずしも明らかでない国 - カナダ[(A)法原則を作成するとしても、将来における技術の進歩を制ちゆうすることがきいよう同意すべし。] - ベルギー[(A)将来における技術の進歩を凍結するが如き法原則の作成には反対。(B)データの配布については被探査国の主権を尊重する必要がある。] - イタリア[(B)被探査国a prior consentを条件とすれば、衛星による資源探査活動は困難とさう。] - イラン[(B)法律面の検討を優先すべし。]	political implicationを惹き起こすことも十分考えられらるゝであつて、この点については、将来international adjustmentのための方策の探究されなければならぬ。 しかしながら、第3に、かかる方策の探究にあつては、これらのデータa optimum utilizationがある地域全体にもたらすであろう利益と個々の国の主権とを衡平に均衡させる必要があることを十分考慮しなければならぬ。
(5) 「直接放送衛星」問題との共通性・類似性に言及した国 - メキシコ[(A)両者には共通の側面が多いから、これと別個に検討することは誤りである。] - ブラジル[(A)両者には類似の側面が多いから、法原則の作成にあつては類似の問題解決を指向すべし。]	(B) 議題5についての一般的意見交換において(5月28日) 硬直した法律制度の時期尚早な設定により remote sensingの輝かしい将来が重大な影響を受けようとなつてはならぬ。全世界の福祉の増進に対する remote sensingの測り知れない貢献が損なはれることがきいよう。その法律面についての検討は、十分に注意をもちなければならない。
2. 我が国の対処振う (A) 会期冒頭の一般討論において(5月9日) 第1に、衛星による資源探査活動が宇宙条約に従つて行なわれるのであれば、国際法上これをunlawfulとする理由はない。自国領域外の資源を遠隔探査することそれ自体は被探査国に何等侵害を及ぼすものではない、国際法上のexisting principlesの解釈からしても、資源探査活動やこれらのデータの解析・利用が被探査国の主権を侵害するものであるとする見解は支持し得ない。 ただし、第2に、これらのデータの第三国への配布が種々な、	